

告 示

埼玉県告示第九百十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局

二 作業種類

航空レーザ測量・数値図化

三 作業地域

本庄市、神川町、長瀬町、寄居町、皆野町、小川町、東秩父村、小鹿野町、と
きがわ町、鳩山町、横瀬町、秩父市、越生町、毛呂山町、日高市、飯能市、深谷
市、美里町、嵐山町、坂戸市

四 作業期間

令和二年五月三十日から令和三年一月二十九日まで